

ウ 専用締め付け工具を継手に当て、管軸に直角に保持して、油圧によって締め付ける。

- ・ 桐生仕様のプレス継手は、口径 20mm の L 型継手と、口径 30・40・50 の一般継手とがある。
- ・ L 型継手については、締め付け回数を 2 回とする。
- ・ 一般継手については、締め付け回数を 1 回とする。

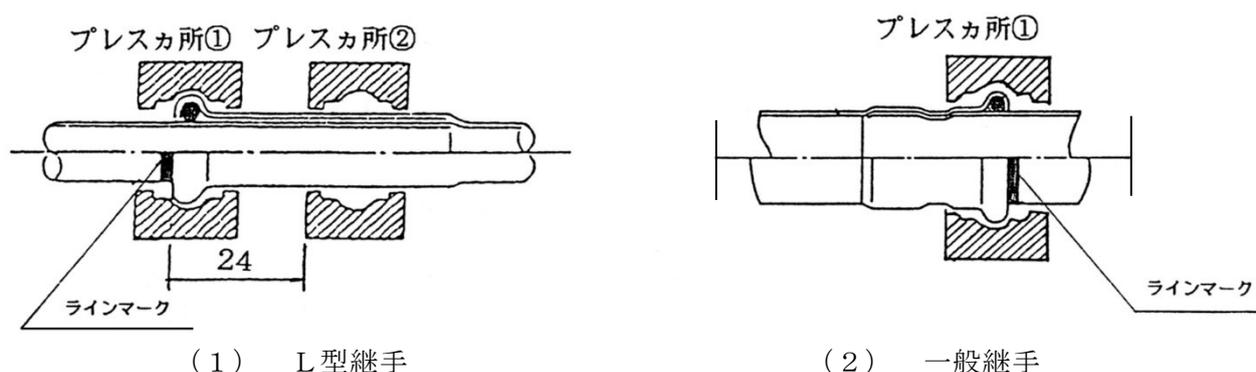


図-4. 2 プレス継手 (1)・(2)

(3) その他の接合

その他の接合は、＜管布設編＞に準ずる。

7 土工事

土工事は、＜管布設編＞に準ずる

8 舗装復旧工事

舗装復旧工事は、＜管布設編＞に準ず

9 工事現場管理

工事現場管理は、＜管布設編＞に準ずる

第5章 給水装置工事の実務

給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

＜桐生市水道事業給水条例第7条第1項＞

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、給水装置工事申込書（様式第1号）を桐生市水道事業管理者に提出しなければならない。

＜桐生市水道事業給水条例施行規程第3条第1項＞

給水装置の工事申込者は、当該工事が竣工し、条例第7条第2項に規定する工事検査に合格した場合は、速やかに給水装置工事施工票（様式第4号）を、管理者に提出しなければならない。

＜桐生市水道事業給水条例施行規程第10条第1項＞

1 指定給水装置工事事業者の提出書類

(1) 新設工事

- ・ 給水装置工事申込書 (様式第1号)
- ・ 給水申込書 (様式第5号)
- ・ 掘削申請図面 (配水管より取り出しが必要な場合)
- ・ 給水装置工事施工票 (様式第4号)

(2) 改造工事

- ・ 給水装置工事申込書 (様式第1号)
- ・ 掘削申請図面
(メーター口径を増径する場合等で配水管より取り出しが必要な場合)
- ・ 量水器口径変更願 (メーター口径を小さくする場合) (様式第11号)
- ・ 給水装置工事施工票 (様式第4号)

(3) 修繕工事

- ・ 給水装置工事申込書 (様式第1号)
- ・ 給水装置工事施工票 (様式第4号)

(4) 撤去工事

- ・ 給水装置工事申込書 (様式第1号)
- ・ 給水装置工事施工票 (様式第4号)

(5) その他

- ・ 給水装置所有者変更届 (様式第10号)
(土地・建物の売買等により所有者が変更になった場合)
- ・ 給水装置工事変更 (申込取消) 届 (様式第3号)
(工事申込後にその工事の内容を変更し、又は工事を中止する場合)

